

HRT ガイドライン 2017 年版修正について

平成 30 年度診療報酬改定とその解釈で算定の考え方が変化したことから、HRT ガイドライン 2017 年度版を以下のように修正いたします。

P156

<原文>

3. 超音波検査

「下肢静脈血栓症」を疑った場合には、超音波検査を行って血流状態を確認することが一般的である。

【保険上の注意】

超音波断層法（心臓超音波検査を除く）のその他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）の点数で算定する。パルスドプラ法を使用し血流状態を確認した場合には、この点数に加算点数を合算して算定する。

【解説】

超音波断層法（心臓超音波検査を除く）の所定点数は、複数の臓器を観察するものと考えており、超音波断層法（心臓超音波検査を除く）のその他の所定点数は、単一臓器を観察するものと考えられている。経腔超音波検査は、子宮・卵巣・卵管・膀胱などの複数臓器を観察可能であるとして、超音波断層法（心臓超音波検査を除く）の所定点数の算定が可能である。したがって、同一日に複数科にかかり、肝臓・胆嚢・脾臓・腎臓の検査が行われた後に、婦人科で婦人科臓器の観察を行っても 1 回とみなされる。また、乳房超音波検査と経腔超音波検査は、検査の区分上同一項目の中に存在しているため、同一日には別に算定できず、両検査を施行しても経腔超音波検査のみの診察料で請求することになっている。

<改定後>

【保険上の注意】

超音波断層法（心臓超音波検査を除く）の**下肢血管の点数**で算定する。パルスドプラ法を使用し血流状態を確認した場合には、この点数に加算点数を合算して算定する。

【解説】

超音波断層法（心臓超音波検査を除く）の所定点数は、複数の臓器を観察するものと考えており、**経腔超音波検査は、子宮・卵巣・卵管・膀胱などの複数臓器を観察可能であるとして、超音波断層法（心臓超音波検査を除く）の所定点数での算定が可能となっている。**これまで、超音波断層法（心臓超音波検査を除く）のその他の所定点数を用いてきたが、平成 30 年の改定で、**下肢血管が新たに設けられたので、この点数を用いて請求する。**また、同一日に複数科にかかり、肝臓・胆嚢・脾臓・腎臓の検査が行われた後に、婦人科で婦人科臓器の観察を行っていた場合、同日診察料を算定している場合には、**同一日であっても、2 回算定可能とする解釈に変わりつつある。**なお、乳房超音波検査と経腔超音波検査は、検査の区分上同一項目の中に存在しているため、同一日には別に算定できず、**超音波断層法（心臓超音波検査を除く）の所定点数で算定する。**同様に、同一日に下肢血管の超音波検査を施行しても超音波断層法（心臓超音波検査を除く）の所定点数で請求する。ただし、**下肢血管の超音波検査にパルスドプラ加算を算定した場合には、超音波断層法（心臓超音波検査を除く）の所定点数より高くなるので、下肢血管の超音波検査にパルスドプラ加算を算定した点数で請求する。**

P157

2. 細胞診検査

【保険上の注意】

<原文>

加算点数を加えて算定する（現状は子宮頸部細胞診のみ）。

<改定後>

加算点数を加えて算定する。

（現状は子宮頸部細胞診のみ）は削除